

アスベスト（石綿）健康被害救済制度 オンライン申請に係る留意事項

本書をご理解いただきました上で、オンライン申請をしていただきますようお願いいたします。ご不明点等はお問い合わせ先等よりお問合せください。

本システムについて

本システムは石綿健康被害救済制度の各種申請・請求等（以下「申請」という。）に係る書類等の提出をオンラインにて行うことを目的としたもので、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が、令和8年3月より運用しております。

手引きと必要書類等

本システムでの申請に際しましては、機構がお示ししております「手引き」や「機構からお送りしております書類」等をご一読いただき、必要な書類等をご準備の上で、御利用ください。手引き等の確認・請求やお問い合わせ等は下記お問い合わせ先等をご参照ください。

[手引きなどのダウンロードはこちら](#)

▶ https://www.erca.go.jp/asbestos/general/pamp_dl.html

オンラインでの申請

引き続き、**オンライン以外の方法**（窓口への持参又は郵送）でも申請を受け付けておりますので、ご利用しやすい方法をご選択ください。

なお、大正以前にお生まれの方に関する申請につきましては、下記お問い合わせ先等から、あらかじめお問い合わせください。

また、本紙の留意事項による場合や関係法令の定め若しくは機構又は関係機関の必要により、別途原本の提出をお願いする場合があります。

毎月第3水曜日の18時から翌8時まで、システムの点検・整備のためご利用いただけません。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

申請に際して

1. 申請書等の提出先及び提出日時等

本手続きによる申請書等の提出先は機構となります。提出日時は、原則、システムの送信日時となります。ただし、送信日時が機構の受付時間外の場合は翌受付可能日の受付開始時間以後となる場合があります。

機構の受付時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条各号に定める「行政機関の休日」を除く日における、10時から17時まで。

2. 提出内容の確認等

ご提出いただきました申請の内容は、申請に先立ってご登録いただきましたメールアドレスに送信いたします。メールが届かない場合は[お問い合わせ先等](#)よりお問合せください。

申請の内容等について、機構担当者よりメールや電話、郵送等により問い合わせ等をする場合があります。また、不備がある等の場合においては、機構担当者より不備内容等のご連絡や補正の確認等を同様に、メールや電話、郵送等によりする場合があります。

3. 申請受理後のご連絡等

監督機関の指導等により、申請を機構において受理した後のご連絡等は、電話や郵送等による場合があります。

入力に際して

1. エラー表示

必須入力項目の未入力や入力内容の形式等に誤りがある場合は、画面上部等にエラーメッセージを表示します。エラーが解消されるまで、申請できません。

2. エラーページ

以下の場合にはエラーページが表示されることがあります。表示された場合は、再度メールにてご案内のリンクよりアクセスをお願いします。

- ・同一リンクの申請画面を複数表示し申請しようとした場合
- ・ブラウザの履歴や戻るボタンなどによる意図しないページ遷移をした場合
- ・URLの一部が途切れるなどの誤りやパラメーター未設定の場合
- ・[添付書類等](#)の形式や上限などの条件にあわないファイルを添付した場合
- ・[4. セッションタイムアウト](#)に記載の場合

3. 入力情報の一時保存機能

申請画面より入力されたデータは、ご利用の端末等に、約7日間保存される設定としております。ご利用の端末やブラウザ等のデータクリアなどを行った場合、保存されるデータが失われます。

4. セッションタイムアウト

セキュリティ確保のため、画面遷移を伴う操作が60分間行われないう場合は、セッションが期限切れとなります。[2. エラーページ](#)記載のとおりエラーページが表示されますので、再度メールにてご案内のリンクよりアクセスをお願いします。

添付書類等

1. 本システムにおいて提出可能なもの

申請に必要な添付書類等のうち、[2. 提出可能なファイル](#)に記載する「提出可能なファイル」を御提出いただけます。なお、本紙の留意事項による場合や関係法令の定め若しくは機構又は関係機関の必要により、別途原本の提出をお願いする場合があります。

2. 提出可能なファイル

(1) ファイルの形式：光学式読取装置を用いて、提出すべき書面に記載されている事項

を、ファイルに記録されたものであり、マクロ等のプログラムを含まない形式のもの。

※ セキュリティの都合、マクロ等のプログラムを含まないファイルであっても、アップロードできない場合があります。

※ 機構において内容を確認できない場合等は、原本等の郵送等によるご提出をお願いする場合があります。

(2) ファイル数の上限：添付書類アップロード画面各 10 ファイル

(3) 1ファイル当たりの容量上限：10MB

(4) 1申請当たりのファイルの総容量上限：計 100MB

3. 機構へのファイルの到達

セキュリティ等の関係上、ご送信いただいてからファイルが機構に到達するまで、最大1時間を要することがあります。このため、送信直後に機構へお問い合わせ等をいただきましても、機構においてご送信いただいたファイルを確認できない場合があります。

4. 紙資料等のご提出

2. 提出可能なファイル以外のファイルや紙媒体の資料等をご提出されたい場合は、お手数でも、機構窓口へのご持参又は機構宛てにご郵送をお願いします。

(宛先)

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー

独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 ●●課

※ 宛先の「●●課」は「受付の御連絡」メール最下段の担当課をご記載ください。

使用可能な外字

使用する文字が標準字体に登録されていない等の理由により外字を使用する場合は、以下の文字を使用してください。

- 1バイト文字（半角）：JIS X 0201
- 2バイト文字（全角）：JIS X 0208、漢字等については Shift-JIS コードの割り当てのある文字

代理人等が申請をする場合

委任状（様式自由）を添付書類等としてご提出いただくか、ご案内メール下部の連絡先又は下述の「お問い合わせ先等」 「Web フォーム」からお問合せください。

（環境省）行政情報化関連情報

▶ <https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/>

お問い合わせ先等

独立行政法人 環境再生保全機構 石綿健康被害救済部

※ お問い合わせは、ご案内メール下部のお問い合わせ先又は下記の「Web フォーム」からお問合せください。

[「Web フォーム」からのお問い合わせはこちら](#)

▶ <https://www.erca.go.jp/erca/mail/index.php?conf=asbestos>

以上

オンライン申請 Q&A

令和8年3月更新

#	ご質問	ご回答
【申請方法】		
1	必ずオンラインで申請しなければ受け付けてもらえないのですか。	いいえ、持参や郵送でも申請が可能です。申請方法の1つとしてオンラインもご利用いただけるようになったものです。引き続き、ご利用しやすい方法でご申請ください。
【申請内容】		
2	申請を送信後、申請内容を変更したいのですが、どうしたらよいですか。	上記の「お問い合わせ先等」から機構までお問い合わせください。
3	石綿健康被害医療手帳の番号がわかりませんが、申請できますか。	はい。申請は可能です。手帳番号の入力欄は「不明」とご入力ください。
【添付書類等】		
4	オンラインで申請する際に、添付書類等はすべてオンラインで提出しなければ、申請できませんか。	いいえ。申請は可能です。添付書類等はオンライン以外の方法でもご提出いただけます。その場合はお手数でも、機構に持参や郵送でのご提出をお願いします。宛先は「添付書類等」の4. <u>紙資料等のご提出</u> をご参照ください。
5	「高額療養費の支給額等を独立行政法人環境再生保全機構が確認することに関する同意書」(※)について、入力フォームと添付ボタンそれぞれがあるのはなぜですか。どのように申請すればよいですか。 ※ 手続き(医療費の請求)、(未支給の医療費等の請求)にのみ関係します。	1つの保険者のみ(同じ保険証)を利用している場合は入力フォームのみにご入力いただき添付ボタンをご利用いただく必要はありません。2つ以上の保険者(保険証の種類が変わるなど、複数の保険証)を利用している場合は、いずれか1つについて入力フォームよりご入力いただき、それ以外のものについては様式にご記入いただいたものを添付ボタンから提出いただくことができます。ご不明点は「お問い合わせ先等」から機構までお問い合わせください。
6	「添付書類等」の提出可能なファイルではないものや紙の資料を提出したいときはどうしたらよいですか。	お手数でも、機構に持参や郵送でのご提出をお願いします。宛先は「添付書類等」の4. <u>紙資料等のご提出</u> をご参照ください。

(次ページに続きます。)

【各手続き】

7	<p><u>(氏名等変更届)</u> 変更のない項目も全て入力しなければいけない のですか。</p>	<p>いいえ。必須項目と変更内容のみで構いません。 ご申請の対象者を特定するために「(必須)」とさ せていただいております項目以外は、変更を必要 とする項目のみ、変更前後の内容を入力いただく ことで申請いただけます。</p>
---	--	--

以上